

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】 2023年10月18日現在

～2023年11月14日

[\(令和5年7月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第41条 (略)

別記1～3 (略)

4 相互接続通信の料金等の取扱い

(1) NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

国内通信に係る相互接続通信は、NTT Com ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます

(2) ～(7) (略)

5～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金 (略)

第2 通信料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの (略)

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

2023年11月15日～

[\(令和5年11月15日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第41条 (略)

別記1～3 (略)

4 相互接続通信の料金等の取扱い

(1) NTT Com ひかり電話相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

[ア](#) 国内通信に係る相互接続通信は、NTT Com ひかり電話協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

[イ](#) 国際通信に係る相互接続通信は、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をKDDI株式会社に通知し、KDDI株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) ～(7) (略)

5～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金 (略)

第2 通信料

1 適用

2 料金額 (略)

2-1 国内通信に係るもの (略)

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱い地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア 王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義 共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます） 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 <a href="#">パレスチナ</a> バングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン 共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会 主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	(略)
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア 独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア 独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス 領ポリネシア <a href="#">フランス領ワリス・フテュナ諸島</a> 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	(略)
アフリカ	(略)
インマルサット移動地球局	(略)

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア 王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義 共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国（香港及びマカオを除きます） 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 <a href="#">バングラデ</a> シュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン 共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会 主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦共和国モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	(略)
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア 独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア 独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス 領ポリネシア 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	(略)
アフリカ	(略)
インマルサット移動地球局	(略)

特定衛星携帯 端末	(略)
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区別があります。	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)		(略)
バルバドス		75
<a href="#">パレスチナ</a>		<a href="#">30</a>
ハワイ		9
(略)		(略)
フランス領ポリネシア		50
<a href="#">フランス領ワリス・フテyna諸島</a>		<a href="#">230</a>
ブルガリア共和国		80
(略)		(略)

第3～第4 (略)  
第2表 (略)  
第3表 (略)  
通話料別表 (略)

特定衛星携帯 端末	(略)
備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区別があります。	

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

着信先の地域	料金額	1分までごとに次に規定する額
(略)		(略)
バルバドス		75
ハワイ		9
(略)		(略)
フランス領ポリネシア		50
ブルガリア共和国		80
(略)		(略)

第3～第4 (略)  
第2表 (略)  
第3表 (略)  
通話料別表 (略)